

随意契約理由書

件名	谷上変電所 直流高速度遮断器点検整備業務		
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社		
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当		
随意契約の理由 今回の点検整備対象である受電設備は、駅舎及び列車に電力を供給する特別高圧変電機器をはじめ列車の営業運転に係る重要な「鉄道電気施設」であり、常に設備の良好な状態を維持するため、国土交通省令「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」にもとづき「鉄道電気施設整備要領」を定めて定期検査・臨時検査を実施している。 本業務は、設備の点検及び部品を取り換えるものであるが、これらの対象設備は製造業者独自の仕様で製作されており、本点検整備業務に必要な交換部品を入手し本業務を責任を持って確実に行える者は当該設備の製造業者以外にいない。 なお、当該設備の製造業者は「三菱電機株式会社」であるが、平成20年度より当局所在地区における変電機器保守業務を行う部門としては100%出資の系列会社である「三菱電機プラントエンジニアリング株式会社」に全面的に引き継がれている。 以上の理由から本業務を行える者は「三菱電機プラントエンジニアリング株式会社」以外にいない。			
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部電気システム課変電区 (電話番号078-791-1467)		